

第十回国会 大蔵委員会 議録 第二十七号

昭和二十六年三月三日(土曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

理事 西村 直己君 理事 田中藏之進君

大上 司君 川野 芳満君

佐久間 徹君 島村 一郎君

清水 逸平君 吉米地英俊君

三宅 則義君 水田三喜男君

塚田十一郎君 内藤 友明君

宮腰 喜助君 竹村奈良一君

深澤 義守君

出席政府委員

大蔵政務次官 西川甚五郎君

農林事務官 塩見及之助君

(大臣官房長)

農林事務官 富谷 彰介君

(大臣官房長)

林金蔵課長

委員外の出席者

大蔵事務官(管財局固有財産第一課長) 松永 勇君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

三月二日

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第七〇号)

資金運用部資金法案(内閣提出第七一号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

連合審査会開会に関する件

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二六号)

農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに關する法律案(内閣提出第四〇号)

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案(内閣提出第七〇号)

夏堀委員長 これより会議を開きます。

まず旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案の両案を一括議題として、政府当局より提案理由の説明を聴取いたします。西川政府委員。

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「医療施設」を「医療施設若しくは社会事業施設」に、

「第一條を「第一條若しくは第九十八條に、「三年を「六年」に、「二割を「四割」に、「これを譲渡することができる。」を「これを譲渡し、又は時価の五割以内において減額した対価でこれを貸し付けることができる。但し、時価の五割以内において減額した対価で貸し付けることができる場合は、昭和二十六年三月三十一日において現に貸し付けてある財産を引き続き従前の借受人に対して貸し付ける場合に限る。」に改め、同條第二項中「譲渡」を「譲渡又は貸付」に改め、同條第三項中「譲渡した後」を「譲渡し、又は貸し付けた後」に、「その割引額を追徴を」、「当該財産を譲渡した場合にはその割引額を追徴し、当該財産を貸し付けた場合にはその契約を解除」に改め、同條に次の一項を加える。

4 第一項の社会事業施設とは、社会事業法(昭和十三年法律第五十九号)第一條に規定する事業の用に供する施設、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七條に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五條第一項に規定する身体障害者更生援護施設、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十八條第一項に規定する保護施設及び保護を要する引揚者又は被災者の寮をいう。

第三條第一項中「若しくは戦時補償特別措置法(昭和二十一年法律第三十八号)」を、「戦時補償特別措置法(昭和二十一年法律第三十八号)、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)若しくは相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)(改正前の相続税法を含む。))」に、「三年」を「五年」に改める。

第五條中「学校」を「学校その他の教育施設」に改める。

附則 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案

国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和二十五年法律第三十五号)以下「昭和二十五年法律第三十五号」という。附則第二項の規定により改定された年金額の算定の基準となつた同法別表第一又は第二の仮定俸給に對應する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額

二 昭和二十三年十二月一日以後以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金については、その年金額の算定の基準となつた俸給に對應する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法の規定を適用して算定した額

前項第一号の場合において、同法に規定する共済組合法第九十四條の二の規定により同法の規定による退職年金、廃疾年金又は遺族年金とみなされた年金のうち、そ

昭和二十三年十一月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金(同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)については、昭和二十六年一月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

一 昭和二十三年十一月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金(同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)については、昭和二十六年一月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

二 昭和二十三年十一月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金(同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)については、昭和二十六年一月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

三 昭和二十三年十一月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金(同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)については、昭和二十六年一月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

四 昭和二十三年十一月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金(同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)については、昭和二十六年一月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

五 昭和二十三年十一月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金(同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)については、昭和二十六年一月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

六 昭和二十三年十一月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金(同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)については、昭和二十六年一月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

七 昭和二十三年十一月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金(同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)については、昭和二十六年一月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

八 昭和二十三年十一月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金(同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)については、昭和二十六年一月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

九 昭和二十三年十一月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金(同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)については、昭和二十六年一月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

十 昭和二十三年十一月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金(同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)については、昭和二十六年一月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

十一 昭和二十三年十一月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金(同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)については、昭和二十六年一月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

十二 昭和二十三年十一月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金(同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)については、昭和二十六年一月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

十三 昭和二十三年十一月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金(同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)については、昭和二十六年一月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

十四 昭和二十三年十一月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金(同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)については、昭和二十六年一月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

十五 昭和二十三年十一月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金(同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)については、昭和二十六年一月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

十六 昭和二十三年十一月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金(同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)については、昭和二十六年一月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

十七 昭和二十三年十一月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金(同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)については、昭和二十六年一月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

十八 昭和二十三年十一月三十日以前における俸給をその年金額の算定の基準とした共済組合法の規定による退職年金、廃疾年金及び遺族年金(同法第九十四條の二の規定によりこれらの年金とみなされた年金を含む。)については、昭和二十六年一月分以後その年金額を左の各号により算定した額に改定する。

支給の條件又は額の算定の基準が共済組合法の規定によるこれらの年金と異なるものについては、大蔵省令で定めるところによりこれを共済組合法の規定によるこれらの年金のうち当該條件又は基準の最も類似するものとみなして同法の規定を適用する。

3 前二項の規定は、日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第五十一條第一項及び日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第五十七條第一項において準用する共済組合法の規定による退職金、廃疾年金及び遺族年金について準用する。

（公務に因る疾病、負傷又は死亡を給付事由とする年金の額の改定）

第二條 共済組合法第九十條の規定による年金のうち、公務に起因する疾病、負傷又は死亡を給付事由とするものについては、昭和二十六年一月分以後その年金額を、昭和二十五年法律第三百三十五号附則第三項の規定により改正された年金額の算定の基準となつた同法別表第一の仮定俸給に対応する別表の仮定俸給を俸給とみなし、共済組合法第九十條に規定する従前の法令の規定により算定した額に改定する。

（費用負担）

第三條 国庫は、前二條の規定による年金額の改定に因り増加する費用を負担する。但し、左の各号に掲げる共済組合が支給する年金の

額の改定に因り増加する費用は、当該共済組合の組合員（共済組合法第九十四條第一項各号に掲げる者を除く。）のうち、国家公務員である者及び左の各号に掲げる団体の役員又は職員である者がそれぞれ受ける俸給の総額の割合に応じて当該共済組合の運営規則で定め

る割合に従つて国庫及び当該団体が負担するものとする。
一 共済組合法第八十六條第一項に規定する地方職員を組合員とする共済組合 共済組合法第六十九條第一項に掲げる費用を負担する地方公共団体
二 日本専売公社法第五十一條第

二項に規定する共済組合 日本専売公社
三 日本国有鉄道法第五十七條第二項に規定する共済組合 日本国有鉄道
附則
この法律は、公布の日から施行する。

別表

第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第三百三十五号別表第一の仮定俸給又は第二條の俸給	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第三百三十五号別表第一の仮定俸給又は第二條の俸給	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第三百三十五号別表第一の仮定俸給又は第二條の俸給	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第三百三十五号別表第一の仮定俸給又は第二條の俸給	第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第三百三十五号別表第一の仮定俸給又は第二條の俸給
三、一八四円	三、八五〇円	五、六〇〇円	七、三〇〇円	九、八四七円
三、二七三円	四、〇〇〇円	五、七六〇円	七、五〇〇円	一〇、二一九円
三、三六九円	四、一五〇円	五、九二五円	七、八〇〇円	一〇、四一九円
三、四六六円	四、三〇〇円	六、〇九四円	八、一〇〇円	一〇、七二七円
三、五六五円	四、四五〇円	六、二六九円	八、四〇〇円	一一、〇二四円
三、六六七円	四、六〇〇円	六、四四八円	八、七〇〇円	一一、三三九円
三、七七二円	四、七五〇円	六、六三三円	九、〇〇〇円	一一、六六四円
三、八八〇円	四、九〇〇円	六、八二三円	九、三〇〇円	一二、九九八円
三、九九一円	五、〇五〇円	七、〇一八円	九、六〇〇円	一二、三三九円
四、一〇五円	五、二〇〇円	七、二一九円	九、九〇〇円	一二、六九五円
四、二二三円	五、三五〇円	七、四二六円	一〇、二〇〇円	一三、〇五八円
四、三三四円	五、五〇〇円	七、六三八円	一〇、五〇〇円	一三、四三二円
四、四六八円	五、七〇〇円	七、八五七円	一〇、八〇〇円	一三、八一六円
四、五九六円	五、九〇〇円	八、〇八二円	一一、一〇〇円	一四、二二二円
四、七二七円	六、一〇〇円	八、三一三円	一一、四〇〇円	一四、六一九円
四、八六三円	六、三〇〇円	八、五五一円	一一、七〇〇円	一五、〇三七円
五、〇〇二円	六、五〇〇円	八、七九六円	一二、〇〇〇円	一五、四六七円
五、一四五円	六、七〇〇円	九、〇四七円	一二、五〇〇円	一五、九一〇円
五、二九二円	六、九〇〇円	九、三〇六円	一二、九〇〇円	一六、三六五円
五、四四四円	七、一〇〇円	九、五七三円	一三、三〇〇円	一六、八三四円

備考

一 第一條又は第二條の規定による年金額の改定の基準となる昭和二十五年法律第三百三十五号別表第一若しくは第二の仮定俸給又は第一條第一項第二号の俸給が三、一八四円未満のときは、その仮定俸給又は俸給の一・二二倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を仮定俸給とし、仮定俸給又は俸給が一六、八三四円をこえるときは、その仮定俸給又は俸給の一・四九倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を仮定俸給とする。

二 第一條の規定による年金額の改定の基準となる同法第一項第二号の俸給が三、一八四円以上一六、八三四円未満のときにその俸給がこの表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給に対応する仮定俸給による。

○西川政務委員 ただいま議題となりました旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案外一法律案の提出理由を御説明申し上げます。

まず第一に、旧軍用財産を時価に比し減額した対価で譲渡することができ、期間は、現行法では昭和二十六年六月三十日まででございますが、これをさらに三箇年延長するとともに、その減額し得る割合を現行の二割から四割に引上げ、かつその減額した対価で譲渡し得る範囲を拡張して、公共団体が社会事業施設の用に供する場

合、及び学校教育法第九十八條に規定するいわゆる旧制学校の設置者が当該学校の用に供する場合にも、減額した対価で譲渡することができるといふことになりました。

第二に、前述の減額譲渡をすることができるときは、前記の場合に該当する場合には、本年三月三十一日現在貸し付けているものに限り、時価の五割以内において減額した対価で貸し付けることができるようにいたしました。

第三に、旧軍用財産または物納財産を譲り渡した場合における譲受人の充拂い代金の延納期間を延長し、現行の三年を五年に改めるとともに、現行法では財産税法及び戦時補償特別措置法による物納財産の場合に限られておりましたが、これを拡張して、所得税法及び相続税法による物納財産の場合にも、延納の特約をすることが出来た。

第四に、現行法では國の学校の用に供する目的をもつて、地方公共団体に無償で國の用に供せられた財産を、國がその用に供しないときは、これを当該地方公共団体に無償で返還しなければならぬこととなつておりましたが、これを拡張して、学校以外の教育施設についても適用することとした。

次に、國家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案を提案いたしました理由について御説明申し上げます。

御承知のように、公務員の給与は本年一月以降その水準が改定されたのでありますが、昭和二十五年十二月三十一日以前に退職した共済組合の年金受給者の年金の額は、従前の給與水準を基準として算定することとなつており

ますので、これを新給與の水準まで引上げんとするものであります。以下簡単にこの法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず年金の改定は、昭和二十六年一月分以降従前の年金算定の基礎となつた俸給を、公務員の新給與の基準に引直して計算することとしたし、また國家公務員共済組合法施行以前の公務員に基因する年金についても、同様に増額することとした。

次にこの法律案の実施に必要な費用、すなわち、既給年金者に対する年金額の引上げにより増加する費用は、國、地方公共団体または公社がそれぞれ負担することとした。

以上この二法案の主要なる点を御説明いたしました次第でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○夏堀委員長 次に農林漁業資金融通特別会計法案、及びただいま提案理由の説明を聴取いたしました旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきましても御説明申し上げます。陸軍省が持つておりました財産の大部分は、たしか開拓財産に移管されたはずであります。ところがその開拓財産の中に、開拓地としては不適当で、むしろ山林に直した方がよいようなものがあることがあります。これを地方の公共団体が借り受け、あるいは買入れて植林をしたいという希望があるものでありますけれども、このよう

な取扱ひについてはどういふふうになつておるのでしようか。大蔵省あるいは農林省からお答えを願ひたい。

○松永説明員 ただいまお話になりました旧軍用財産で農林省に所管がえになつていないものにつきましては、すでに自作農創設特別会計の所管として処理されております。現在まだ所管がえになつていないものもござります。その中には農地に適すると考えられるもの、適しないと考えられるものと二つござります。農地に適するものにつきましては、農林省との協議によりまして、今後所管がえをする必要のあるものもあるかと思ひます。そうでないものにつきましては、大蔵省において地方公共団体、もしくは現にその山林の経営に當つておられる方に直接譲渡し下げる、こういう方針で進んでおります。

○小山委員 一応開拓財産に入れて、開放地区という名前をつけておられますが、農地としては傾斜が非常に急であるとかいふようなことで不適当であるというふうなものが、現在まだ大蔵省に移管がえになつていないで農林省に残つておる。それを買ひ受けたといふような場合には、それを植林地帯として地方公共団体その他に譲渡する方針なのであります。それともそれは将来開拓地として使うかもしれないから、残しておきたいといふことであります。これはおそろしく農林省の方になつておると思いますが、お考えを聞かしていただきたい。

○松永説明員 農林省にすでに所管がえになつたもので、もしもいふ不適当なものがあるとしてもすれば、これは所管がえのときに適当でない所管がえをやつたことになりまして、まことに申訳ないことではございません。もしもいふものがござりましたならば、これは農林省と相談いたしまして、農林省から再びこれを大蔵省の普通財産として所管がえするといふことも考えなければならぬと思ひますが、具体的な例を私今存じておりませんので、後ほど農林省と相談いたしまして、そういうものがあつたならば、そういう処分をいたしたいと思ひます。

○松永説明員 従来の減額の割合は二割にございまして、この二割の減額譲渡でもつてできるだけ早く旧軍用財産を処分いたしまして、これが転活用されるようにはかつて夢つたのでございしますが、ただいままでのところ約三年ちよつと足りない程度これを實施して来たのでございしますが、いまだに約半数のものの処分が残つてございします。そういうものの処分を早くして、旧軍用財産の処分をいたしたいといふことと、その転活用等をはかりたいといふことから、さらに最近の経済情勢をもにらみ合せまして、この減額の割合をもつと引上げて、そういう必要のある向きには、どん／＼と活用していただくといふことをはかつてはどうかといふことで考えたのでございします。ただいまの割合の二割から四割にして、その四割というところを持ち出した根拠をいたしましては、何分にも計数的な根拠というものが比較的むずかしいやうに思ひますが、この前の第七回国会で旧軍港市轉換法という法案が通過いたしましたので、成立いたしました。減額の割合が五割になつてございします。しかしながら轉換法というものは、この戦争によつて特別に打撃を受けてございします旧軍港市を、特に轉換しなければならぬという緊迫した必要性に基いてつくられたものでございまして、そういう特別の法律である、こういうふうな承知いたしております。で、きるだけこれに近いところで経済状態を勘案いたしまして、四割という線を出して来たのでございします。

○松永説明員 終戦以来五箇年になりまして、いろいろ旧軍用財産等の整理は、十分整理できなければならぬ段階であると考えなければならず、しかし、こういう法律改正をいたしまして、整理をしなければならぬといふようなことであるとするならば、まだ未整理の分が相当あるやにわれ／＼は推察できるものであります。一体旧軍用財産の未整理部分はどういふような状態になつておるのか。これは詳しくはなかなかたいへんであります。項目目的でもあるいは種類別でもよろしゅうございしますから、一応旧軍用財産未整理の状態をお聞きしたいと思ふのです。

○松永説明員 ただいまの御質問に対して簡単に御説明申し上げます。旧軍用財産のうち現在連合軍軍において使用中のものは、これは帳簿価額でございします。金額で申し上げますと約十一億ございします。そのほかまだ連合軍の軍事占領中であつて返還になつていないものが約十六億ほどございします。そのほか返還済みになつてお

るものが約四十九億ばかりでございます。四十億のうち売却しあるいは所管がえを終わっておるものを差し引きまして、現在までに処分した状況は、旧軍用財産の約四六%が処分の完了ということになっております。従いまして残りの処分をこれからやらなければならぬ、こういうことでござります。

○深澤委員 たいだいま金額でお伺いしたのでありますが、どういふものがあるかという、その種類別に簡単にいいですからちよつとお知らせ願いたい。

○松永説明員 種目で申しますと、土地それから立木地区、建物、工作物、機械器具、船舶、そういうものでございます。

○深澤委員 この土地のうちには旧軍用地として相当大なものがあるやに聞いておるのであります。この土地は開墾地として相当適地の分もあるようであります。この土地の開墾等がまだ解決されていない部分もあるように聞いておるのでありますが、そういう関係について、もし明らかになつておりましたらお知らせ願います。

○松永説明員 土地につきましては返還済みになつた坪数を申し上げますと、八億三千万坪のものが返還になつてござります。そのうちすでに売却済みのものが四十六億六千万坪ござります。それから他省への所管がえを了したものが五億八千二百万坪ござります。さらに現在貸付契約を締結して貸付中のものは一十六億六千万坪ござります。それから一時使用を認めておりましたのが三千七百万坪ござります。それから現在まだ未利用の形で残つてござりますのが一億一千九百万坪ござります。

○深澤委員 もつとお伺いしたいの

は、大体旧軍用財産として返還されたものについて今御説明があつたのであります。戦時中の旧軍用財産の全体と、それから返還された部分の率はどうのくらいになつておりますか。軍用財産として戦時に日本が持つておりましたものの全体を一〇〇としたしまして、現在返還されたものがそのうち何パーセントあるか。こういうことがおわかりになりましたら、ひとつお伺いしたいと思ひます。

○松永説明員 終戦時において旧軍用財産の土地は約九億二千六百万坪ござります。そのうち先ほど申し上げた返還になつたものが八億三千万坪ばかりでございます。その差引が現在連合国軍において使用中か、もしくは使用していただくもまだ未返還であるというのでござります。現に使用中のものが八千九百万坪、それから未返還のものが約三千二百万坪ばかりござります。従いましてパーセンテージで申しますと、八六%が現在返還済みになつてござりまして、一四%が連合国軍が使用中かもしくは未返還のもの、こういうことになつております。

○深澤委員 船舶の問題であります。この船舶の事情はどのくらいになつておりますか。それをお伺いしたいと思ひます。

○松永説明員 隻数で申し上げますと、終戦時における旧軍用の船舶は、八千八百六十八隻でござりました。それが現在返還になつてござりますのが八千七百三十五隻、返還になつてないものと及び連合国軍で現に使用中のものは、その差額で約百三十隻ばかりになります。それくらいが残つておることになつております。

○松永説明員 先ほど申し上げました返還済みになつたものは八千七百三十五隻でござりますが、そのうち売却済みになりましたものが四千二百十隻でござります。他省への所管がえになりましたのが百五十九隻でござります。現に貸付契約を結んで貸付中のものが八十五隻、一時使用を認めておりましたのが三千三百十隻、またほんとうにそういう合法的と申しますか、そういう契約を結んでおらない未利用の形でありますのが、その残りということになつております。

○深澤委員 詳しくお伺いいたしますと、非常に時間が長くなりますので、一応その資料の御提出をお願いいたします。を委員長にお願いいたします。

○宮腰委員 国会に対して請願になつた事項についてお尋ねします。佐世保市商工会議所会頭の牧謙一氏が代表いたしまして請願になつた問題であります。その要点は佐世保市元海軍工廠引込み鉄道線路以南の旧海軍による戦時特別強制買上げを受けた万津、塩浜、山県、島地四箇町の土地建物の旧所有者への即時返還、拂下げ価格の特別考慮であります。これに関する理由を申し上げまして政府の御答弁をお願いいたします。

○松永説明員 実は船舶のどういふ種類かは現在調査してござりません。私ちよつと存じませんので、後ほど取調べましてお答えいたします。

○深澤委員 返還された八千七百三十五隻、この船舶の種類並びに今まで整理された過程におきまして、これがどういふ方面に整理されておるか、処分されておるか、その点を伺いたいと思ひます。

○松永説明員 先ほど申し上げました返還済みになつたものは八千七百三十五隻でござりますが、そのうち売却済みになりましたものが四千二百十隻でござります。他省への所管がえになりましたのが百五十九隻でござります。現に貸付契約を結んで貸付中のものが八十五隻、一時使用を認めておりましたのが三千三百十隻、またほんとうにそういう合法的と申しますか、そういう契約を結んでおらない未利用の形でありますのが、その残りということになつております。

○深澤委員 詳しくお伺いいたしますと、非常に時間が長くなりますので、一応その資料の御提出をお願いいたします。を委員長にお願いいたします。

○宮腰委員 国会に対して請願になつた事項についてお尋ねします。佐世保市商工会議所会頭の牧謙一氏が代表いたしまして請願になつた問題であります。その要点は佐世保市元海軍工廠引込み鉄道線路以南の旧海軍による戦時特別強制買上げを受けた万津、塩浜、山県、島地四箇町の土地建物の旧所有者への即時返還、拂下げ価格の特別考慮であります。これに関する理由を申し上げまして政府の御答弁をお願いいたします。

者への即時返還、拂下げ価格の特別考慮であります。これに関する理由を申し上げまして政府の御答弁をお願いいたします。

○松永説明員 たいだいま御質問になりました佐世保市の旧軍用財産の件につきましては、当時の実情からしてそういう方々に拂い下げるのが至当であると考えております。そしてその法的な根拠も予算、決算及び会計令によつて、特別の縁故がある者ということで、隨意契約ができるようになってござりまして、その方々に拂い下げるように措置いたしましたと思ひます。なお価格の点につきましては、御承知のように旧軍港市につきましては、旧軍港市に換法という法律に基づきまして、この地にある旧軍用財産の処理につきまして特別の審議会ができて、そこにおいて譲渡価格等適当な価格を算定すべきである、こういうことになってござりまして、現にその審議会がすでに三回開かれてござ

○松永説明員 たいだいま御質問になりました佐世保市の旧軍用財産の件につきましては、当時の実情からしてそういう方々に拂い下げるのが至当であると考えております。そしてその法的な根拠も予算、決算及び会計令によつて、特別の縁故がある者ということで、隨意契約ができるようになってござりまして、その方々に拂い下げるように措置いたしましたと思ひます。なお価格の点につきましては、御承知のように旧軍港市につきましては、旧軍港市に換法という法律に基づきまして、この地にある旧軍用財産の処理につきまして特別の審議会ができて、そこにおいて譲渡価格等適当な価格を算定すべきである、こういうことになってござりまして、現にその審議会がすでに三回開かれてござ

○松永説明員 たいだいま御質問になりました佐世保市の旧軍用財産の件につきましては、当時の実情からしてそういう方々に拂い下げるのが至当であると考えております。そしてその法的な根拠も予算、決算及び会計令によつて、特別の縁故がある者ということで、隨意契約ができるようになってござりまして、その方々に拂い下げるように措置いたしましたと思ひます。なお価格の点につきましては、御承知のように旧軍港市につきましては、旧軍港市に換法という法律に基づきまして、この地にある旧軍用財産の処理につきまして特別の審議会ができて、そこにおいて譲渡価格等適当な価格を算定すべきである、こういうことになってござりまして、現にその審議会がすでに三回開かれてござ

○松永説明員 たいだいま御質問になりました佐世保市の旧軍用財産の件につきましては、当時の実情からしてそういう方々に拂い下げるのが至当であると考えております。そしてその法的な根拠も予算、決算及び会計令によつて、特別の縁故がある者ということで、隨意契約ができるようになってござりまして、その方々に拂い下げるように措置いたしましたと思ひます。なお価格の点につきましては、御承知のように旧軍港市につきましては、旧軍港市に換法という法律に基づきまして、この地にある旧軍用財産の処理につきまして特別の審議会ができて、そこにおいて譲渡価格等適当な価格を算定すべきである、こういうことになってござりまして、現にその審議会がすでに三回開かれてござ

○松永説明員 たいだいま御質問になりました佐世保市の旧軍用財産の件につきましては、当時の実情からしてそういう方々に拂い下げるのが至当であると考えております。そしてその法的な根拠も予算、決算及び会計令によつて、特別の縁故がある者ということで、隨意契約ができるようになってござりまして、その方々に拂い下げるように措置いたしましたと思ひます。なお価格の点につきましては、御承知のように旧軍港市につきましては、旧軍港市に換法という法律に基づきまして、この地にある旧軍用財産の処理につきまして特別の審議会ができて、そこにおいて譲渡価格等適当な価格を算定すべきである、こういうことになってござりまして、現にその審議会がすでに三回開かれてござ

打撃をこうむり公憤を禁じ得ない次第であります。なお昭和二十四年六月八日福岡財務部訪問の節、第二課長高坂氏の言明によれば、元所有者に拂い下げるよう指示しある趣にて、われわれは従来の当局係員がなしたる配分については疑問を持つ次第でありまして、この際国会にこの実情を訴え、大所高所より公正なる御検討をいただき、全面的に元所有者に拂下げが実現するよう念願いたすものであります。右のほかに昭和二十一年十月十八日公布の戦時補償特別措置令の精神は、このような物件、土地、建物の元所有者に対する優先返還と契約解除を表明しております。

○松永説明員 たいだいま御質問になりました佐世保市の旧軍用財産の件につきましては、当時の実情からしてそういう方々に拂い下げるのが至当であると考えております。そしてその法的な根拠も予算、決算及び会計令によつて、特別の縁故がある者ということで、隨意契約ができるようになってござりまして、その方々に拂い下げるように措置いたしましたと思ひます。なお価格の点につきましては、御承知のように旧軍港市につきましては、旧軍港市に換法という法律に基づきまして、この地にある旧軍用財産の処理につきまして特別の審議会ができて、そこにおいて譲渡価格等適当な価格を算定すべきである、こういうことになってござりまして、現にその審議会がすでに三回開かれてござ

○松永説明員 たいだいま御質問になりました佐世保市の旧軍用財産の件につきましては、当時の実情からしてそういう方々に拂い下げるのが至当であると考えております。そしてその法的な根拠も予算、決算及び会計令によつて、特別の縁故がある者ということで、隨意契約ができるようになってござりまして、その方々に拂い下げるように措置いたしましたと思ひます。なお価格の点につきましては、御承知のように旧軍港市につきましては、旧軍港市に換法という法律に基づきまして、この地にある旧軍用財産の処理につきまして特別の審議会ができて、そこにおいて譲渡価格等適当な価格を算定すべきである、こういうことになってござりまして、現にその審議会がすでに三回開かれてござ

○松永説明員 たいだいま御質問になりました佐世保市の旧軍用財産の件につきましては、当時の実情からしてそういう方々に拂い下げるのが至当であると考えております。そしてその法的な根拠も予算、決算及び会計令によつて、特別の縁故がある者ということで、隨意契約ができるようになってござりまして、その方々に拂い下げるように措置いたしましたと思ひます。なお価格の点につきましては、御承知のように旧軍港市につきましては、旧軍港市に換法という法律に基づきまして、この地にある旧軍用財産の処理につきまして特別の審議会ができて、そこにおいて譲渡価格等適当な価格を算定すべきである、こういうことになってござりまして、現にその審議会がすでに三回開かれてござ

○松永説明員 たいだいま御質問になりました佐世保市の旧軍用財産の件につきましては、当時の実情からしてそういう方々に拂い下げるのが至当であると考えております。そしてその法的な根拠も予算、決算及び会計令によつて、特別の縁故がある者ということで、隨意契約ができるようになってござりまして、その方々に拂い下げるように措置いたしましたと思ひます。なお価格の点につきましては、御承知のように旧軍港市につきましては、旧軍港市に換法という法律に基づきまして、この地にある旧軍用財産の処理につきまして特別の審議会ができて、そこにおいて譲渡価格等適当な価格を算定すべきである、こういうことになってござりまして、現にその審議会がすでに三回開かれてござ

す。そこいらの基本的な方針をお持ちになつておるのか。それともただ陳腐のあるものとか——現在ある法規等々そのまま運用して、機械的と申しますか、事務的に処理して行くにはあまりに大きな問題じゃないかと思ひます。が、どういふ基本的な方針をお持ちになつておるのかどうか。これを十分にお聞かせ願ひたい。今あまりにその間

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○夏堀委員長 御異議ないようでありますから、討論を省略し、これより兩案を一括して採決に入ります。
右兩案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願います。

午前十一時十五分散会

〔参照〕

公団等の予算及び決算の暫定措置に
関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

農地証券の償還金の一部を一般会計
の負担とすることに関する法律案
(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

第十回国会衆議院大蔵委員会議録
第二十六号中正誤

言段行 誤 正

二
四
二五

三二七並二及

六上五
ボースンブリ
ホースンブリ
ツスル
ツスル

二 上 一五 を除く。 を除く。）

下
テ
テ

三 下 三
プレイイン
プレイイン

二 上 二 トリボリ トリボリ

ク	ク	六	ホリシユ	ホリシユ
ニ	ニ			
ニ				
ノ	ノ			
ノ	ノ			

三下一 その間合品 これらの調

10

昭和二十六年三月十五日印刷

昭和二十六年三月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁